

「景観形成特別地区」の指定に伴い、
 豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）第2章景観形成基準 1. (2)景観形成特別地区の景観形成基準
 に以下の内容を追加します。

第2章 景観形成基準

雑司が谷景観形成特別地区

1. 建築物の基準

雑司が谷地域景観形成特別地区

雑司が谷地域は、鬼子母神堂や雑司が谷旧宣教師館などの歴史的な建築物、雑司ヶ谷霊園や鬼子母神大門ケヤキ並木道のみどり、雑司が谷鬼子母神御会式や大鳥神社の西の市をはじめとした祭礼や行事など、景観資源が豊富な地域です。

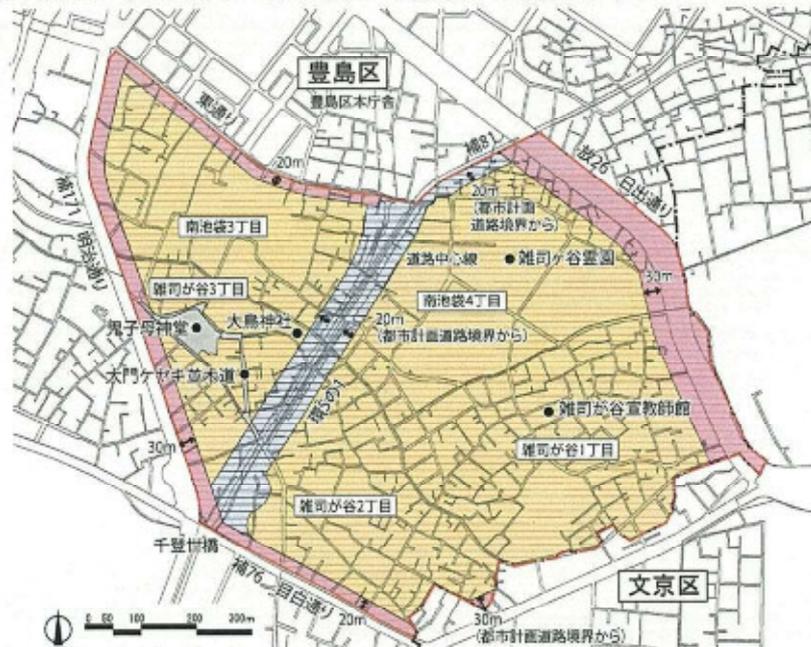
また平成26（2014）年には、雑司が谷の自然と文化を継承する「雑司が谷がやがやプロジェクト」が、日本ユネスコ協会連盟によるプロジェクト未来遺産に登録されました。

このように魅力あふれる雑司が谷地域の特性を生かした景観の形成を推進するために、豊島区では雑司が谷地域を「景観形成特別地区」に指定しました。

<区域>

- ・雑司が谷地域景観形成特別地区は、雑司が谷1丁目から3丁目、南池袋3、4丁目を区域とします。
- ・届出規模と景観形成基準は、下記の区分地区ごとに適用します。ただし、鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道の届出規模と景観形成基準は、鬼子母神堂境内及び特別区道42-380、42-500、42-510、42-600の一部に面する敷地に適用します。

■区域図



凡例

■ 雑司が谷地域景観形成特別地区

□ 区界

【区分地区】

■ A 鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道

■ B 雑司が谷地域住宅地エリア

■ C 環状5の1・補助81号線沿道エリア

■ D 幹線道路・東通り沿道エリア

鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道



<景観形成の目標>

- 地域に残る歴史や文化資源、行事などを大切に受け継ぎながら、歴史が感じられる空間の中で、親しみのもてるみどり豊かな街並みを形成します。

<景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）>

- 1)みどりの潤いとやすらぎが広がり、歴史を感じられる静謐な景観の形成
 - 多くの文化人や芸術家が眠る雑司ヶ谷霊園や鬼子母神の大イチョウ、鬼子母神大門ケヤキ並木道などのみどりや歴史が感じられる景観を形成します。
- 2)坂などの地形の表情を生かした景観の形成
 - 御嶽坂などの坂や、かつて雑司谷村を流れていた弦巻川などの地形の変化を生かした景観の形成を目指します。
- 3)貴重な建築物の維持・保全による景観まちづくりへの活用
 - 鬼子母神堂や雑司が谷旧宣教師館などの歴史ある建築物を維持・保全し景観まちづくりに活用します。
- 4)地域の歴史・文化の継承や緑化などの取り組みと連携した景観まちづくりの推進
 - 鬼子母神の御会式や大鳥神社の酉の市など、地域の歴史・文化を受け継ぐ人々の姿を大切な風景として育てていきます。
 - プロジェクト未来遺産に登録された地域活動や緑化の取り組みなどと連携し、江戸の文化とみどり豊かな景観まちづくりに取り組みます。



鬼子母神大門ケヤキ並木道



御嶽坂



鬼子母神堂



雑司が谷鬼子母神御会式

<街並みの趣（景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）>

【A 鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道】

- 鬼子母神堂と鬼子母神大門ケヤキ並木道の荘厳な雰囲気にもまれ、江戸時代から引き継いだ異次元的な空間が漂う、地域の核となる街並み

【B 雑司が谷地域住宅地エリア】

- 地域の歴史に思いを馳せ、人々の生活、営みを身近に感じる、親しみのある落ち着いた街並み

【C 環状5の1・補助81号線沿道エリア】

- 池袋副都心を望む開放的な眺望と都電を軸とする、地域の風情とみどりを繋げる潤いある街並み

【D 幹線道路・東通り沿道エリア】

- 人々が心地よく歩行でき、商業的なにぎわいと背後の良好な住環境との連続性のある街並み